

宝塚市立高司中学校 P T A
規約・規程集

目次

■宝塚市立高司中学校PTA規約	
第1章 総則（第1条—第4条）	1
第2章 組織と機関	
第1節 常設組織（第5条—第11条）	2
第2節 機関（第12条—第16条）	5
第3章 特別委員会（第17条—第19条）	7
第4章 経理（第20条—第22条）	
第5章 雑則（第23条）	
附則（第1条—第2条）	8
別表「常設組織・機関図」	
■宝塚市立高司中学校PTA活動規程	
第1章 総則（第1条—第2条）	9
第2章 組織と機関（第3条）	
第3章 本部（第4条）	
第4章 生活部（第5条）	10
第5章 学年部・専門部（第6条）	
第6章 選出基準・方法（第7条—第9条）	11
第7章 活動細則（第10条—第13条）	12
第8章 地域等との連携（第14条—第15条）	14
第9章 選挙（第16条）	
第10章 雑則（第17条）	
附 則（第1条—第2条）	15
別表1「組織概念図」 別表2「ブロック分割表」 別表3「外郭団体」	16
■宝塚市立高司中学校PTA慶弔規程	17
■宝塚市立高司中学校PTA生徒の諸活動助成に関する規程	18
■宝塚市立高司中学校PTA本部内部規程	20

宝塚市立高司中学校PTA規約

第1章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は、宝塚市立高司中学校PTAと称し、事務所を宝塚市高司2丁目3-1高司中学校内に置く。

第2条（目的及び基本理念）

本会は、宝塚市立高司中学校（以下、「本校」という。）における教育支援及び生徒の福祉増進を図ることを目的とし、基本理念を次のとおりとする。

- （1） 学校と家庭との関係を緊密にして、生徒の人的成長と学校教育の資質向上に資する。
- （2） 「家庭・学校・地域」の連携の重要性に鑑み、生徒の福祉増進を地域社会の営みの中で模索する。

第3条（事業活動）

本会は、前条の目的を達成するため、人的「ふれあい」を基調として、次の事業活動（以下、「活動」という。）を行う。

- （1） 会員の研修と親睦に関する事。
- （2） 家庭教育の振興に関する事。
- （3） 本校の教育的環境の整備・改善に資する事。
- （4） 生徒の福祉増進に資するための地域連携に関する事。
- （5） 児童・生徒の福祉向上を目的とする他の団体・関係諸機関との連携に関する事。
- （6） その他、目的達成に必要な事。

第4条（方針）

本会は、次の方針に基づいて活動を行う。

- （1） 非営利的、非宗教的、非政党的である事。
- （2） 自主的、民主的である事。他のいかなる勢力の干渉も、受け入れない事。
- （3） 学校の管理運営・人事に干渉しない事。

第2章 組織と機関

第1節 常設組織

第5条（常設組織）

本会は、任意加入の団体であり、本校に在籍する生徒の保護者と在職の教職員とで組織される。会員は

平等の権利と責務を有し、構成員として、積極的な参画と協力が期待される。前条の方針に基づき、常設組織をもって活動する。

第6条（構成）

事業活動を遂行するためにPTA本部（以下、「本部」という。）の下に学年部及び専門部を設ける。

- （1）本部は、執行機関と常設組織において中心的役割を担う。学校行事への積極的な協力と支援、地域団体及び外郭団体との連携のほか、学年部・専門部の支援と調整を図る。また、生徒の諸活動、会員の教育・福祉・環境に関する自主活動への側面援助を行う。
- （2）学年部は、各学年に設ける。
- （3）専門部は、広報部、人権同和推進部及び生活部を設ける。
- （4）生活部は、専門部でありながら、その任期の差異（4月～翌年3月）により、半独立的組織体として位置づける。
- （5）本部に属する者を執行役員という。顧問及び会計監査は、執行役員としない。
- （6）学年部、専門部に属する者を委員という。
- （7）顧問は、総会・委員総会・代表委員会のすべてにおいて、発言、発議、議決の権利を有する。
- （8）常設組織・機関図は、別表のとおりとする。

第7条（執行役員、顧問及び会計監査）

執行役員、顧問及び会計監査それぞれの任務、選出手順及び任期は、次のとおりとする。

（1）任務

- ①会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ②副会長は、会長を補佐し、会務を調整する。会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。内1名は、学校側窓口として教職員間と校内の連絡調整に当たる。
- ③会計は、本会の経理業務一切を担当する。
- ④書記は、会議の記録、各種文書の管理・印刷、PTA室使用に係る調整等を行う。
- ⑤顧問は、会長の諮問に応じる。本会の目的を達成するために必要とするときは、意見を具申する。
- ⑥会計監査は、本会の会計の監査に当たる。9月末締めで中間監査、3月末締めで決算監査を行う。中間監査報告を委員総会（12月）で行い、決算監査報告を総会で行う。監査においては、項目間流用を認める。
- ⑦執行役員（会長・副会長・会計・書記）は、発議、議決において平等の地位と権利と責任を有する。

（2）選出方法

- ①会長は、選考委員会が指名することによって内定し、総会において承認する。ただし、教職員は候補者に該当しない。候補者が複数いる場合は、別に定める選挙において決定する。
- ②副会長（若干名）の選出方法は、会長に準じるが、内1名は、会長が教職員に委嘱し、通例教頭がその任に当たる。
- ③会計（若干名）の選出方法は、会長に準じ、保護者より選出する。
- ④書記（若干名）の選出方法は、会長に準じ、保護者より選出する。
- ⑤顧問（若干名）の内1名は学校長が就任し、他は会長が委嘱する。退任する前役員より選出し、再

任を妨げない。

⑥会計監査（2名）は、前年度会計がその任に当たる。留任等の理由により欠員となる場合は、1名を前年度本部役員より、他を選出免除期間中の役員経験者より選出する。

⑦前各号における若干名は、4名以内とする。

（3）任期

役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。顧問を除き、欠員が生じた場合は、委員総会の承認を得て、補充することができる。

第8条（委員）

常設組織の委員について、任務、選出方法及び任期を次のとおり定める。

（1）生活部

①本会の地域活動における推進役・窓口として活動する。

②各地区に若干名選出する。地区ごとの委員数は、生活部会において決定する。

③委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。欠員が生じた場合は、選出母体から補充する。欠員を補充した場合の任期は、前任者の任期の間とする。

④1家庭あたり原則1回以上選任されるものとする。ただし、複数回の選任を妨げない。

（2）学年部

①学年・学級における会員相互の親睦と、教職員との連携により本会の目的達成のための活動を推進する。

②委員数・選出方法は、委員総会において決定する。

③委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。欠員が生じた場合は、選出母体から補充する。任期は前任者の任期の間とする。

第9条（代表委員）

各部の部長・副部長を代表委員といい、本部役員・顧問とともに執行機関である代表委員会を構成する。

（1）任務

①部長は、定例又は臨時に部会を招集し、会議の運営及び諸活動を推進する。副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

②部員（委員）は、正副部長に協力し、活動する。

（2）選出方法

①正副部長は、部員（委員）の互選により決定する。

②生活部は、部長1名、副部長2名とし、副部長が各ブロック長を兼務する。

第10条（執行役員、委員の選出免除）

役員及び委員の経験者は、その功勞により次の期間、選出について免除される。ただし、立候補を妨げない。

（1）執行役員 5年間

(2) 委員 3年間

2 その他、選出について免除される場合は、別に定める。

第11条（経費補助）

(1) 役員及び委員の諸活動は、原則、無償とする。

(2) 外郭団体等の行事に参加した場合、別に定める規程に基づき、実費を支給することができる。

第2節 機関

第12条（機関）

本会の目的を達成するために、議決機関として総会及び委員総会を、執行機関として代表委員会を設ける。

第13条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。

(1) 付議すべき事項

①前年度活動報告の認定。

②前年度決算報告及び会計監査報告の認定。

③新年度執行役員（内定者）・顧問・会計監査の選任。

④新年度活動計画案の承認

⑤新年度予算案の承認。

⑥規約の改廃。

⑦前各号に定めるもののほか、事前に委員総会において承認された議案。

(3) 開催時期

①原則として4月下旬に、会長が招集する。

②臨時総会は、全委員若しくは会員の「5分の1以上」の発議又は会長の発議により、会長が速やかにこれを招集する。

(4) 定足と議決

①委任状を含め、会員の過半数で成立する。

②議決成立は、出席会員の過半数による。

(5) 書面又は電磁的方法による議決

総会において議決すべき場合に、委員総会の承認があるときは、書面又は電磁的方法による議決をすることができる。

①総会において議決すべきものとされた事項について、全会員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による議決があったものとみなす。

②前項の総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による議決について準用する。

第14条（委員総会）

委員総会は、総会に次ぐ議決機関であり執行役員・顧問・全委員で構成される。欠席者の委任状を認める。

（1）付議すべき事項

- ①活動報告・中間会計報告の認定。
- ②規程の制定、改廃。
- ③総会に提案する議案の審議。
- ④緊急議決を要する事案の処理。

（2）開催時期

- ①原則として6月、12月、3月（每学期1回）に、会長が招集する。
- ②臨時委員総会は、代表委員及び全委員の「3分の1以上」の発議により、会長が速やかにこれを招集する。

（3）定足と議決

- ①委任状を含め、委員の過半数で成立する。
- ②議決成立は、出席委員の過半数による。

第15条（代表委員会）

代表委員会は、本会の執行機関として執行役員・顧問・代表委員により構成する。代表委員の代理人には、議決権を認めない。

（1）付議すべき事項

- ①それぞれの委員活動に関する企画提案と審議。
- ②予算案策定に関する審議。
- ③議決機関で決定された事項の執行に係る行動計画の確定。
- ④学校行事に係る調整。
- ⑤地域団体、外郭団体に関する事案の報告と審議。
- ⑥その他、当面する課題の解決のための審議。

（2）開催時期

- ①原則として7月、10月、2月（每学期1回）に、会長が招集する。
- ②臨時代表委員会は、執行役員及び代表委員の「3分の1以上」の発議により、会長が速やかにこれを招集する。

（3）定足と議決

- ①委任状を含め、委員の過半数で成立する。
- ②議決成立は、出席委員の過半数による。

第16条（本部役員会）

執行機関の中核であり、各級会議の設定・種々の日程調整・当面する課題解決の方途を探る。活動計画・予算案の策定をはじめとする活動全般について、審議する。原則として毎月1回、会長又は副会長が招集する。必要があるときは、臨時に招集する。

第3章 特別委員会

第17条（設置）

特別委員会は、代表委員会又は委員総会の承認により、それぞれの委員会の下に設置することができる。特別委員会は、次に掲げる事項など常設組織での対応が困難な事項を所掌する。

- （1）第13条の（1）の⑥及び⑦に関すること。
- （2）本校における周年行事等、特別な事業の実施等に関すること。

第18条（委員）

特別委員会の委員は、代表委員会又は委員総会が指名する会員とする。必要があるときは、顧問を指名することができる。

第19条（解散）

特別委員会は、その任務を終了したとき、又は設置を承認した代表委員会若しくは委員総会の決定により、解散する。なお、年度を越えて継続する必要があるときは、委員総会の承認を経て総会に報告する。

第4章 経理

第20条（会費）

会費は、生徒及び教職員1人あたり、月額250円とする。

第21条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。なお、4月1日以降、総会までの期間における支出入は、新年度に算入する。

第22条（細則）

会計処理の方法については、会計の引継事項において詳細を定める。

第5章 雑則

第23条（委任）

この規約の施行に関し必要な事項は、PTA活動規程に定める。

附 則

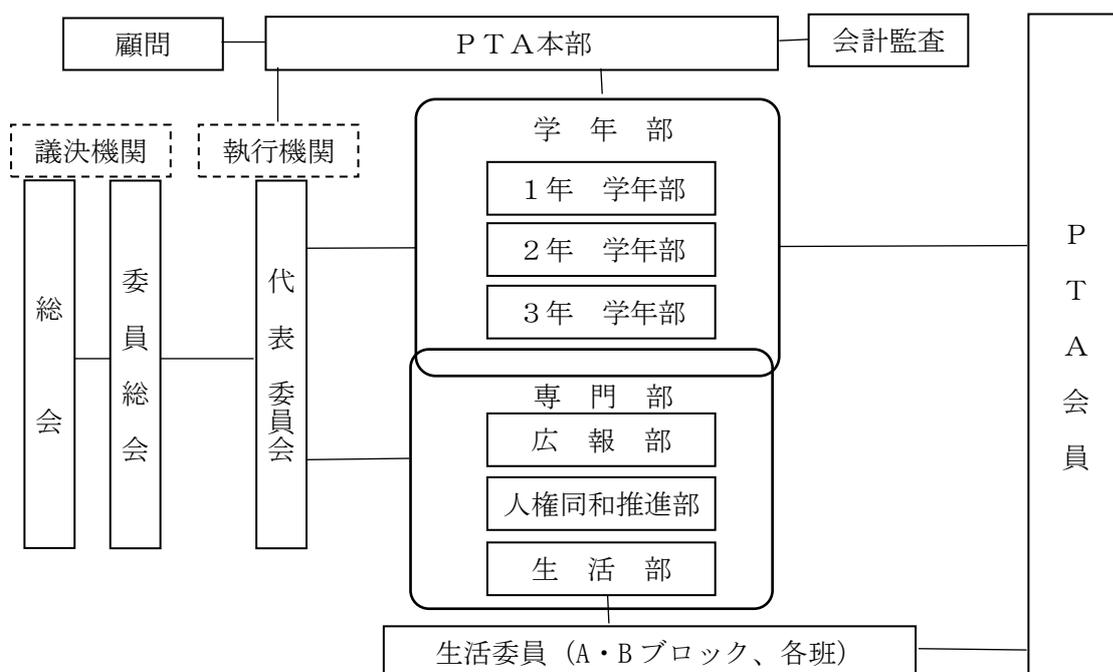
第1条（施行期日等）

- 1 この規約は、昭和54年4月27日より施行する。
- 2 平成58年5月12日 一部改訂
- 3 平成12年4月25日 一部改訂
- 4 平成15年4月28日 同推部と研修部とを統合、同推・研修部とする。（学級数減のため）
- 5 平成15年5月7日 一部改訂
- 6 平成17年4月27日 一部削除
- 7 平成18年3月2日 一部改訂
- 8 平成19年4月6日 「規約・規程集」改訂版として再編集。平成19年4月25日施行。
- 9 平成19年4月25日 同推・研修部改め人権同和推進部とする。（名称を実態に反映）
- 10 平成20年3月3日 第4章第1条（会費）の変更。平成20年4月25日施行。
- 11 平成31年4月26日 一部改訂
- 12 令和2年5月7日 一部改訂
- 13 令和6年5月14日 一部改訂

第2条（検討）

第6条に定める広報部及び人権同和推進部は、当分の間、休止する。ただし、本規約の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表「常設組織・機関図」（第6条関係）



宝塚市立高司中学校 P T A 活動規程

第 1 章 総則

第 1 条（趣旨）

この活動規程は、宝塚市立高司中学校 P T A 規約（以下、「規約」という。）の規定に基づき、本校 P T A の会議その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（総則）

- （1）役員会・代表委員会・各部会は、学校又は会員から提案された各種案件の検討及び調整に当たる。
- （2）各組織に属する委員は、定められた任務を遂行し、本会の円滑な運営と会員間の円満な関係構築に努める。

第 2 章 組織と機関

第 3 条（組織と執行機関）

- （1）本会は、別表 1 「組織概念図」に示す各部（委員会）等によって構成される。
- （2）学年部・専門部・生活委員（実線で囲まれた枠）が、常設組織である。学年委員は、各学年部と各専門部に所属し、活動を兼務する。
- （3）選考委員は、生活委員 1 名と学年委員（各学年 1 名）から選出する。選考委員は、学年部と専門部の活動も行う。選考委員（細い線で囲まれた枠）は、常設組織でありながら、活動時期が秋以降に限定される。
- （4）特別委員会（点線で囲まれた枠）は、規約第 1 7 条に基づき、臨時に設立・招集される。
- （5）本部役員は、生活部・学年部・専門部より支援の要請 があるときは、これに 適切に対応する。

第 3 章 本部

第 4 条（本部及び本部役員の役割）

P T A 活動における、中学校及び保護者の代表として、他の学校や社会教育団体・地域福祉団体と情報交換を行い、各委員活動が円滑に進められるよう援助する。また、会員それぞれが抱える課題について、解決に向けた援助に努める。

- 2 本部役員の主な任務は、次に列挙するものとする。

- (1) P T A活動に関して、学校との調整を行う。
- (2) 宝塚市P T A協議会（以下、「宝P協」という。）、教育委員会が主催（共催）する行事に参加するよう努める。
- (3) 代表委員会・委員総会において、司会を行う。
- (4) 各部（学年部・生活部・専門各部）との連絡を円滑に行う。
- (5) 高司中学校区青少年育成市民会議に出席する。（会長・副会長が担当）
- (6) 宝P協活動には会長が主に理事として参加、会長は理事会報告を代表委員会にて行う。
- (7) 「P T Aだより」を発行する。
- (8) 委員名簿は、委員に決定した者のみに配付し、年度末には責任をもって回収し処分する。

第4章 生活部

第5条（生活部）

- (1) 校区内をA・Bの各ブロックに分け、定期的な巡回活動を通じて、地域の安全確保と環境改善に関する情報を集約し、部会及び代表委員会に報告する。委員数は、地域の人口動態を考慮して決定し、直近の代表委員会に報告する。
- (2) 主な活動
 - ①ブロックごとに週1回のパトロールを実施。
 - ②高司中学校区青少年育成市民会議への出席、その他地域安全活動を推進する。
- (3) 生活委員
部長1名、副部長2名（各ブロック長兼任）、書記1名と会計1名を互選する。
青少年育成市民会議担当を2名互選する。
- (4) 選考委員を1名選出する。
- (5) 部会を、毎月1回予定した曜日又は日付で開催する。担当教職員との調整によっては前後することもある。部会では、代表委員会の議事・決定事項を必ず報告する。
- (6) 部長・副部長・書記は代表委員会に出席し、活動と部会内容を報告する。懸案事項の検討結果は、部の集約された意見として報告する。
- (7) 部会及び行事を終了した際、所定の報告用紙に記入し、提出する。
- (8) 各ブロックに対応する地域は、別表2「ブロック分割表」のとおりとする。

第5章 学年部・専門部

第6条（学年部・専門部）

学年部委員は、必要に応じて、学級・学年交流会、学年の教職員との委員交流会、ならびにその他必要な事業の実施、及び各学年特有の事業を援助する。学年部委員は、専門部（生活部を除く）の任を兼務する。

- (1) 学年部

①部長・副部長は担当教職員との会合を持つなど、学年の現状把握に努める。担当教職員の部会への出席については毎回円滑に調整する。

②学年部会、各レベルの交流会で出された会員の意見を集約して、代表委員会で報告する。部会では、代表委員会の議事・決定事項を報告する。

③交流会を実施する場合、テーマ等は事前に担当教職員とよく相談する。必要な資料等があれば準備する。

④各学年から1名ずつ（次年度本部役員選出のための）選考委員を選出する。

⑤学年部費については、本部役員会の承諾を得て必要な額を支出する。（5万円以上となる場合は代表委員会の承諾が必要）

（2）広報部

①本会の活動報告及び学校運営に関することを、次に定める方法等により広報することで、PTA活動への理解、協力を得るよう努める。

ア 広報誌「たかつかさ」の発行

イ ホームページ等への掲載

②広報活動において、その内容、方法及び発行時期の決定、ならびに取材、編集及び印刷等の活動にあたっては、学校関係者等との調整を図りながらすすめる。

③広報活動についての研究、研修会等への参加など、広報活動に関する知識や技術の向上に努める。

（3）人権同和推進部

①次に定める団体等が開催する人権・同和教育に関する学習会等に参加するなど、人権意識の向上に努める。

ア 宝塚市人権・同和教育協議会

イ 阪神地区人権・同和教育研究協議会

②次に定める自己啓発・講演会・研修交流事業等の企画・運営を行う。

ア ふれあい学級

イ 体育大会におけるPTA種目

ウ 学習会

エ 給食試食会

③「同推だより」の発行。

（4）専門部の引き継ぎ手順と義務

①各学年部でそれぞれ部長・副部長を決定する。

②各専門部で部長・副部長を決定する。

③上記①、②の部長・副部長以外の部員が選考委員の対象となる。

④選考委員会は、各学年1名（計3名）と生活部1名で構成され（4名）、互選により委員長・副委員長を決定する。

⑤新年度総会には、前年度各部長が記録・引き継ぎ事項持参、出席。総会后速やかに引き継ぎを行う。ただし、他の部員が同席又は代行することもできる。

第6章 選出基準・方法

第7条（役員及び委員の選出基準）

本会は自主的、民主的団体であるため、会員の積極的参画と協力を基本とする。

（1）本部役員

選考委員（学年部委員3名、生活部1名）が選出する。

（2）会計監査委員

会計監査（2名）は、前年度本部役員の会計があたる。欠員が生じた場合は、選出免除期間中の役員経験者に依頼し、委嘱する。会計監査は、当年度の本部役員には該当しない。

（3）生活部（生活委員）

①各地区において、できる限り最高学年の保護者を選出する。

②地区において選出困難な場合、ブロック内で協議の上1名を選出する。

（4）学年部

①各学年3名の立候補者を募る。候補者が定数に満たないときは、くじ引きにより決定する。

②くじ引きの方法は、選考を担当する部会に委ねる。

第8条（役員・委員の選出免除）

規約第11条第2項に基づき、次の項に該当する場合は、役員及び委員の選出を、原則、免除する。

（1）1歳未満の乳児が家庭にいる者。

（2）他校又は本校において本部役員に決定（内定）の者。

（3）学年委員については、他校（小中学校に限る）の生活部等（愛護・地区など、これに類するもの）の部員に決定している者、若しくは本校の生活委員に決定している者。

2 前項に規定する場合を除き、任期中に役員・委員としての活動をせず、その任務を放棄したと判断された者は、規約第11条第1項の規定は適用せず、選出について免除されない。この任務放棄についての判断は、本部又は関係各部の裁量に委ねる。その結果は、本人に通知し、会長に報告する。

第9条（任期）

役員及び委員の任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 活動細則

第10条（部会）

（1）第1回部会は、総会后直ちに行い、年間行事予定・予算設定・連絡網作成を行う。年間行事予定と連絡網を担当の教職員と本部役員に提出する。

（2）各部の行事・会合予定等は、前月20日までに本部書記まで連絡する。なお、代表委員会・委員総会において毎回確認する。

（3）各部の定例会部会は、毎月第1～2週の間で開催する。

（4）部会はPTA会議室（南館3階東端）を使用する。

- (5) 各部担当の教職員とは日常連絡を密にし、部会（会合）への出席・助言等を依頼する。担当教職員が職務で欠席の場合、前後の相談・報告は必ず行うこと。担当役員も必要に応じて部会に出席する。
- (6) 各部の活動費は、年度初めに仮払いを行う。領収書等は精算時まで各部において保管する。

第11条（領収書）

領収書は、次に列挙する記載があるものとする。ただし、税務署の取り扱いに準じ、宛名が無いレシート等も有効とし、領収書に必要な記載がない場合は、それらを証する書類を添付する。

- ・支払日
- ・支払先
- ・支払内容
- ・支払金額
- ・受領先（宛名）は、「宝塚市立高司中学校PTA」とする。

第12条（印刷物）

- (1) 印刷・コピーは、書記に事前連絡の上、PTA室において行う。
- (2) PTA活動上の印刷物（配付物）には発行日の下に、会長名と担当部名・部長名を、上下に併記する。また、外部への提出印刷物は、必ず役員と教頭のチェックを受ける。
- (3) 対外用印刷物には全て学校名の前に、「宝塚市立」という名称を入れる。
- (4) 行事等の案内プリント（原則、家庭数で配付）には、発行元の 担当部名・部長名を記載する。また、受付の締切日を指定するプリントには、申込用部分を分ける「切り取り線」の下に締切日を記載する。
- (5) 押印について、署名（自署）があれば押印は不要とし、記名（印字等）の場合は押印を必要とする。
- (6) 印刷途中において機器が故障した場合、直接業者に連絡せず、先ず役員に連絡し、その指示に従う。

第13条（交通費等の支給）

規約第10条の規定による経費補助として、承認された対外活動に参加した場合、その交通費及び駐輪場代を支給することができる。原則として、公共交通機関の運賃とし、支給基準を次のとおりとする。請求先は、本部会計とする。

- (1) 行き先が宝塚市内の場合は、武庫川より東（左岸地域）、西山小・宝塚第1小校区より北であれば、その交通費を請求することができる。
- (2) 鉄道を利用する場合は、阪急小林駅を出発地として算定する。
- (3) 鉄道を利用し、かつ宝塚市立小林自転車駐車場利用の場合は、交通費と併せて駐輪場代も請求することができる。
- (4) 原則として、次の場合は支給しない。
 - ① 鉄道を利用する場合は、阪急小林駅より1駅（逆瀬川駅又は仁川駅まで）の利用の場合。

②本校校区内の公共施設ならびに西公民館、くらんど人権文化センター、中央公民館、アピア及び市役所における行事、会合等への参加の場合。

第8章 地域等との連携

第14条（外郭団体）

各団体との関係等について、別表3「外郭団体」のとおりとする。

第15条（地域等との連携）

前条の外郭団体との連携強化をすすめ、地域住民との協力による教育環境の向上に努める。

- （1）まちづくり協議会（コミュニティ）より、評議員等の派遣要請があったときは、本部役員で協議の上、地域連携の観点から協力・参画する。
- （2）特定の地区のみを、偏重することは厳禁とする。ただし、各地区の住民として兼職するときは、この限りでない。
- （3）宝塚市人権・同和教育協議会、阪神地区人権・同和教育研究協議会等の取組において、宝塚市PTA協議会（以下、「宝P協」という。）から発表担当校等に指定されたときは、これに協力する。
- （4）宝塚市学校給食運営協議会の運営委員に、宝P協から指名されたときは、同協議会に出席する。
- （5）その他、宝P協からその外郭団体の役員に指定又は推薦されたときは、これに協力する。

第9章 選挙

第16条（選挙）

役員を選考にあたって、候補者が複数となった場合は、選挙を行う。選挙に関して、必要な事項を、次のとおり定める。

- （1）選考委員会は、選挙に関するすべての事務を管理する。
- （2）選考委員会は、選挙の実施が必要と認めた場合、本部役員会に通知し、選挙手続きを開始する。
- （3）選挙手続き
 - ①投票の期限（臨時総会の日程）ならびに期日前投票の実施方法を本部役員会と協議し、決定する。
 - ②前項で決定した内容を全会員に告知するとともに、選挙人名簿にもとづき、投票用紙を配付する。
 - ③臨時総会における投開票は、執行役員、選考委員長、顧問、会計監査が、立会人となる。
 - ④立会人は、臨時総会において投票できないことから、期日前に投票する。
 - ⑤臨時総会における投票終了後、即時開票し、開票結果を出席者に報告する。その後速やかに全会員に開票結果を報告する。

第10章 雑則

第17条（委任）

この規程に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が然るべき会議に諮って定める。

附 則

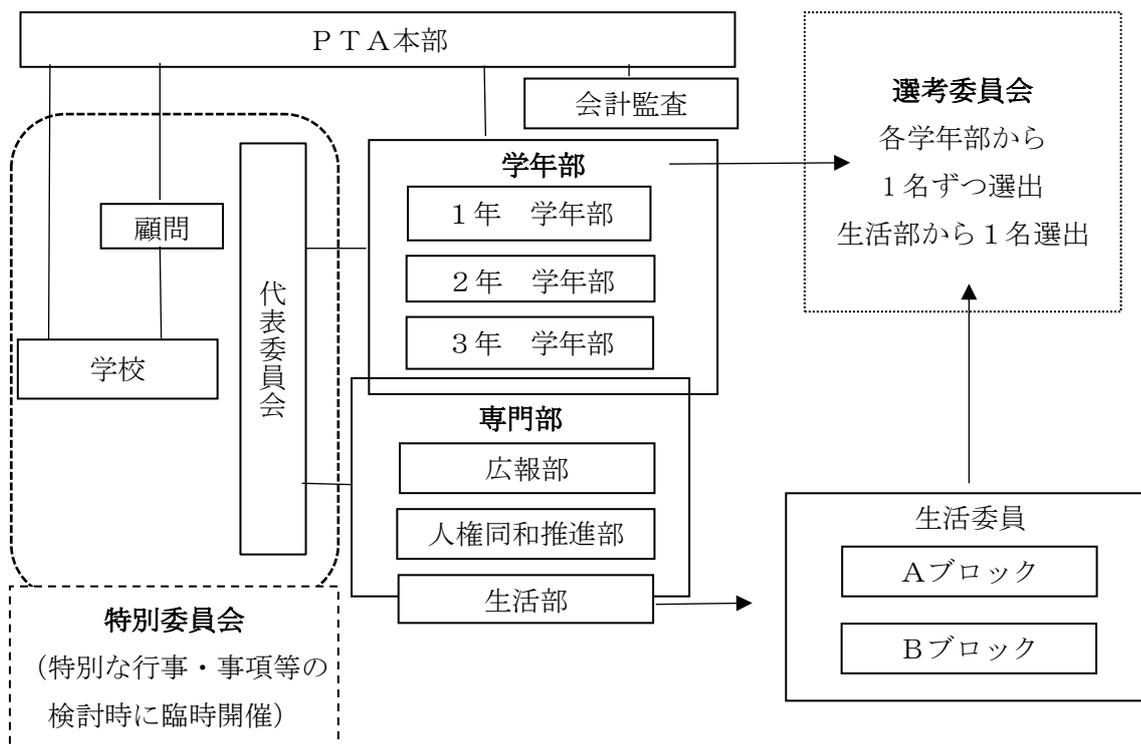
第1条（施行期日等）

- 1 この規程は平成17年4月27日より施行する。
- 2 当規程の制定により、以下の資料を廃止する。
 - ①役員・委員の役割分担資料
 - ②PTAのしおり
- 3 平成17年度中、第5条・第6条 字句訂正及び追補を行う。
- 4 平成18年度中、一部字句を追補・訂正し、再編集を行う。
- 5 平成20年4月25日より、4P会構成変更を行う。
- 5 平成28年度中、第12条訂正。駐輪場代請求可とする。図表や一部字句の修正を行う。
- 6 令和6年5月14日 一部改訂。

第2条（検討）

第6条及びその他に定める「広報部」「人権同和推進部」に係る規定は、各部が休止している間、適用しない。ただし、本規程の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

別表1 「組織概念図」(第3条関係)



別表2 「ブロック分割表」(第5条関係)

Aブロック	福井町、亀井町、亀井町ローレル、伊子志4丁目 御所の前町、東洋町、高松町、高松町ガーデン、未成町、光明町	光明小・ 未成小校区
Bブロック	高司1丁目～5丁目、美幸町、大吹町、駒の町	高司小校区

別表3 「外郭団体」(第15条関係)

名称	略称	担当	職名
宝塚市PTA協議会	宝P協	会長	理事
宝塚市人権・同和教育協議会	宝同協	副会長・同権部長	
高司中学校区青少年育成市民会議	青少年	副会長(2名) 生活部(2名)	副会長
小学校区人権啓発推進委員会	校区人権	副会長(3校を分担)	幹事
宝塚市学校給食運営協議会	給食会	副会長	理事

宝塚市立高司中学校PTA慶弔規程

第1条（趣旨）

この規程は、規約第3条に基づき、会員等の慶弔に関する事項を定める。

第2条（弔慰）

- （1）会員（保護者・教職員）・生徒が死亡した場合、5,000円の香料と櫛（しきみ）一對、または同等の香華を贈る。
- （2）教職員の実父母・配偶者・子が死亡したとき、5,000円の香料を贈り、弔電を届ける。

第3条（慶福）

- （1）教職員が結婚した場合、5,000円の祝い金を贈る。
- （2）教職員又はその配偶者が出産した場合、3,000円の祝い金を贈る。

第4条（見舞い）

- （1）会員（保護者・教職員）および生徒が、PTA（主催・共催・関連行事）活動中に災害を受け、1週間以上の入院または2週間以上の休養をした場合、3,000円の見舞金を贈る。
- （2）生徒が学校管理下に（登下校時含む）災害を受け、2週間以上の欠席（入院・休養）の場合、3,000円の見舞金を贈る。

第5条（餞別）

- （1）教職員が退職・転出等により、本会会員資格を喪失した場合、3,000円の餞別を贈る。
- （2）会員期間が1年未満の場合、役員協議により、相応の取り扱いとする。

第6条（その他）

次の各号に定める特別な事情等が発生したときは、その都度役員協議により、その取り扱いを決定する。

- ①火災、天災等。
- ②本会と関係ある、個人・団体等。
- ③本会に、顕著な功労のあった者等。
- ④その他、必要と認める特別の事情。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年3月7日より施行する。
- 2 令和6年5月14日 一部改訂

宝塚市立高司中学校 P T A 生徒の諸活動助成に関する規程

第 1 条（趣旨）

この規程は、宝塚市立高司中学校 P T A 規約第 3 条に基づき、生徒の諸活動に伴う特別な支援を要する際の支出に関する基準を定める。

第 2 条（目的と範囲）

- （1）この規定の目的は、「教育」の範疇において行われる、生徒の諸活動の成果に期待し、その挑戦する精神を称揚することである。
- （2）生徒の自主的な活動（部活動以外）において、特別な支援を要すると認められる場合、代表委員会、委員総会の承認を経て、当該年度の予算枠内において支出する。

第 3 条（支援対象）

- （1）県大会・近畿大会・全国大会に出場した場合、当規程に基づき「祝い金」を贈る。
- （2）上記大会が行われる都市への距離、日帰り・宿泊の別、さらに個人・団体等の区別により、交通費・宿泊費補助を兼ねて、その金額を別に定める。
- （3）第 2 条（2）項における対象とは、一個人や団体ではなく、その活動の趣旨に賛同する事から派生する支出であり、次の各号に定める活動等、その活動（計画を含む）それ自体を対象とする。
 - ①生徒会活動。
 - ②ボランティア活動。
 - ③音楽・スポーツ等、部活外の諸活動。
 - ④高司中学校生徒を含む複数学校生徒の横断的自主活動等。

第 4 条（助成金）

- （1）県大会・近畿大会・全国大会に出場した場合、一律 5,000 円の祝い金を部に対して贈る。
- （2）阪神地域外での開催で、日帰りの場合、一律 5,000 円の祝い金を、部に対して贈る。
- （3）阪神地域外での開催で、宿泊を伴い、かつ個人出場の場合、その日数にかかわらず、5,000 円×人数分の祝い金を、学校長を通じて、個人に贈る。
- （4）阪神地域外での開催で、宿泊を伴う団体出場の場合、開催都市への距離等を勘案して、50,000 円を上限として、祝い金を、学校長を通じて、部に贈る。
- （5）第 2 条（2）項および第 3 条（3）項に定める活動（計画を含む）に対する助成は、当該事案の発生に応じて代表委員会で助成金を仮決定し、委員総会において承認する。
- （6）阪神地域外での開催で、宿泊を伴う団体出場の際、参加する生徒の個人負担が多額に上ると見込まれる場合、代表委員会に諮り、臨時総会を開催し、地域社会・団体等への支援要請その他必要な負担軽減策を講じる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年7月4日より施行する。
- 2 令和6年5月14日 一部改訂

宝塚市立高司中学校PTA本部内部規程

高司中学校PTA本部 新旧合同役員会

平成19年4月19日発効

(1) 免除について

- 「役員および委員の経験者」(規約第10条)について、本校に限るものであり、他校での経験は考慮しない。
- 他校とは、公立・私立を問わず、本校以外のすべての学校・幼稚園・保育所をいう。
- 「他校(小中学校に限る)」(活動規程第8条の(3))について、高校・幼稚園・保育所を対象外とするのは、その活動内容に「定期的な域内パトロール」を含むことから本校校区内の小・中学校を優先する。
- その他、免除の対象と考えられる者
 - ・他校において、本校での本部役員に類する役職に内定している者
 - ・養護学校における委員に内定している者
 - ・本校校区内の地域福祉団体(自治会・コミュニティ・まちづくり協議会など)の代表、またはこれに類する役職等に内定している者

(2) 会長の責務と判断

- 免除について、家庭の事情等により困難と認める理由がある場合、会長が、その責任において判断し、裁可する。
- 会長は、本部役員会で判断根拠を示し(センシティブ情報については、この限りでない)、執行役員中3分の2以上の賛成により決する。

(3) 会員提案(委員以外による)の取り扱いについて

- ① 本会の目的・理念・方針(規約第2条～第4条)に合致する場合
 - 教育や生徒の処遇に関する提案については、学年部会における協議を経て、代表委員会に提案するよう、学年の委員に依頼する。
 - 地域課題に起因する提案については、生活部会における協議を経て、代表委員会に提案するよう、ブロックの委員に依頼する。
 - 代表委員会では、提案の趣旨について検討し、取り扱いを決定する。
- ② 本会の目的・理念・方針(規約第2条～第4条)に抵触するおそれがある場合
 - 本部役員会での検討を経て、代表委員会で協議する。
 - 規約に従い、臨時委員総会において協議する。(規約第14条の(2)の②)
 - 規約に抵触しない限り、提案の実現をめざして対応する。
 - ア 長期に渡ると見込まれ、「常設組織内での対応が困難」と想定される場合、特別委員会の設置を検討する。(規約第17条)

イ 短期に決着できる場合、臨時総会（規約第13条の（3）の②）を招集し、趣旨と経過を説明の上、協議する。議決は、出席者の過半数をもって成立する。

（4）会員（および他校PTA）の自発的かつ切実な課題解決をめぐっての支援要請

- 署名の要請等は、規約第4条に抵触しない限り、本部役員会の協議を経て、了承する。
- 必要に応じて、会員に周知する。
- 要請者またはグループに対して、可能な範囲で援助する。
- 後日、経過と結果について代表委員会および「PTAだより」等により、会員に報告する。

附 則

1 令和6年5月14日 一部改訂